

高架の工作物内に設ける店舗は、建築物である。

地下の工作物内に設ける倉庫は、建築物である。

土地に定着する鉄道車両(レストラン)は、建築物である。

土地に定着する観覧のための工作物は、建築物である。

老人福祉施設、障害者支援施設、地域活動支援センターは、児童福祉施設等であり特殊建築物である。

警察署、事務所は、特殊建築物ではない。

テレビスタジオは、「自動車車庫等」に類するものであり特殊建築物である。

図書館は、「学校等」に該当する特殊建築物である。

体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場は、「学校等」であり、非常照明の設置除外となる。

貯水槽は、消火の設備であり建築設備である。

スプリンクラー設備は、消火の設備であり、建築設備である。

ドレンチャーは、防火設備である。

防火戸は、防火設備である。

昇降機は、建築設備である。

かごの水平投影面積が1㎡以下で天井の高さが1.2m以下のものは、小荷物用専用昇降機であり建築設備である。

継続的に使用するレストランの調理室は、居室である。

基礎は、構造耐力上主要な部分である。

局所的な小階段や屋外階段は、主要構造部ではない。

「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれる。

同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物では、2階の外壁間の距離を5mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」に該当する。

建築物相互の2階部分の外壁間の中心から5mの部分は、延焼のおそれのある部分である。

道路中心線から1階で3m、2階以上で5m以下は延焼のおそれのある部分となる。

耐火性能は、通常の火災が終了するまでの間、当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能である。

準耐火性能は、通常の火災による延焼を抑制するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能である。

防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能である。

準防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能である。

耐火建築物となるのは、主要構造部が耐火構造としたものであり、構造耐力上主要な部分ではない。

耐火建築物は耐火構造のほか、防火戸その他の防火設備を有することが条件に加わる。

防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものは、「特定防火設備」である。

特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備であり、1時間火炎を出さないとして、国土交通大臣の構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたもの。

現寸図は、設計図書ではない。

屋根の修繕は、主要構造部であり大規模の修繕に該当するが、建築ではない。

最下階の床の修繕は、主要構造部でないので、大規模の修繕ではない。

土台は主要構造部にならないので、大規模の修繕に該当しない。

木造、地上2階建ての建築物において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」に該当しない。

請負契約によらないで自ら建築物を工事をする者は、建築主で工事施工者である。

プログラムは、電子計算機により、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの。

用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地は、敷地である。

床面から地盤面までの高さが天井高さの1/3以上は地階となる。

床が地盤面下であり天井高さが3mの階で、地盤面から天井までの高さが2m以下の場合、1/3以上であることから地階である。

基礎ぐいは、構造耐力上主要な部分であり主要構造部ではない。

屋根版は、構造耐力上主要な部分である。

最下階の床版は、構造耐力上主要な部分である。

ガラス、れんが、陶磁器は、耐水材料である。

天井面から50cm下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で覆われたものは、「防煙壁」に該当する。

日影による中高層の建築物の高さの制限における「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地盤と接する位置の平均高さにおける水平面からの高さをいう(高低差3m以内ごとの平均高さではない)。

避難階は直接地上に通ずる出入口であり、傾斜地では複数となることがある。

有効細長比は、断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比のことである。

損傷限界耐力は、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の水平力に対する耐力である。

脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井を、「特定天井」という。

共同住宅2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程は、特定工程である。

港湾法第40条第1項及び高圧ガス保安法第24条等は、建築基準関係規定に該当する。

宅地造成等規制法第8条第1項及び第12条第1項等は、建築基準関係規定である。

「液化石油ガスの保安の確保等の法律」並びにこの規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」である。

特定都市河川浸水被害対策法第8条等は、建築基準関係規定に該当する。